

介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

○ 担当者 生活相談員 柴田 勇介 吉村 茜

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話： 0476-99-2522

担当： 事務室 お客さまサービス担当 受付時間 月～金曜日・午前8時30分～午後5時30分

※ ご不明な点は、なんでもお尋ねください。

2 特別養護老人ホーム晴山苑の概要（ショートステイサービス含む）

(1) 提供できるサービスの種類

- ・介護老人福祉施設
- ・通所介護（介護予防通所介護）

(2) 当施設の職員体制

職 種	常 勤	非常勤	合 計	担当責任者	
管理者	1名		1名	馬場 正実	
医師		1名	1名		
生活相談員	2名		2名	柴田 勇介	
生活相談員2名のうち		社会福祉主事1名	介護福祉士1名		
介護支援専門員	2名		2名	松尾 純子	
機能訓練指導員	1名	1名	2名	鈴木 真純	
管理栄養士	1名		1名	浪川 利枝	
事務職員	2名		2名	川路 飛鳥	
看護・介護職員	看護師	3名	5名	8名	鈴木 真純
	介護職員	36名	13名	49名	笈川 志津子
	介護職員49名のうち、 介護福祉士有資格者 34名 ヘルパー1～2級修了者 19名				(重複所持者あり)

平成31年1月1日現在

(3) 施設概要

定員 (特養)	90名	・(短期)	10名	ユニット (10名)	10ユニット
居室	1人部屋		100名	共同生活室	10ヶ所
医務室			1ヶ所	キッチン	10ヶ所
				浴室 (個別浴、リフト浴、車椅子浴)	

3 施設サービスの概要（契約書第3条参照）

（※料金については、【4 利用料金】を参照）

(1) 介護給付によるサービス（契約書第3条参照）

- ・介護 …… 介護予防短期入所生活介護計画書に沿って、下記の介護を行います。
- 食事の介助、排泄の介助、洗面・整容の介助、移乗・移動の介助
- 食事 …… 朝食 8:00～
- 昼食 12:00～
- 夕食 6:00～

入浴・・・週に最低2回以上入浴していただけます。

利用者の状態に応じて一般浴・個浴・機械浴の4種類の入浴方法があります。

- ・機能訓練・・・個別のプログラムに沿って行っています。尚、リハビリ器具を使用しての訓練メニューを組んでいる方もおります。
- ・レクリエーション・・・入所者交流会等の行事を週、月、年単位で随時行います。
- ・生活相談・・・生活相談員に生活に関する相談等ができます。
- ・健康管理・・・24時間体制で協力病院と連絡体制を確保し、必要に応じて健康管理を行います。
- ・環境整備・・・居室内の清掃整備等を状態、状況に応じて行います。
リネンの交換を定期あるいは必要に応じて行います。
- ・緊急時の受け入れ・・・介護者がやむを得ない事情により介護ができなくなった場合他短期入所事業者と連携し、受け入れ態勢を確保します

※事業者は、サービスの提供にあたり、利用者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急時やむを得ない場合を除き、車椅子やベッドに胴や四肢を縛る、上肢を縛る、ミトン型の手袋をつける、介護衣(つなぎ)を着せる、居室の外から鍵を掛ける、向精神薬を過度に使用する等の身体拘束を行いません。尚、緊急時やむを得ない場合は、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯・時間等の説明を行い、同意を得ます。

4 利用料金

(1) 介護予防給付サービス (契約書第3条、第7条、第8条参照)

①施設利用料 [ユニット型個室]

要支援認定区分	1日あたりの単位数
要支援1	529単位
要支援2	656単位

②加算料金

加算	1日につき	加算条件
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18単位	施設の体制に対する加算 施設の職員体制により算定する
サービス提供体制強化加算Ⅰ	12単位	
サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位	
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位	
療養食加算	23単位	医師の指示による療養食提供時に加算
介護職員処遇改善加算	総単位数の14%	介護職員の処遇改善計画を作成し、加算額相当の賃金改善を行った場合

③その他 短期入所送迎加算 1回につき184単位

※介護保険からの給付額に変更があった場合は変更された額に合わせて負担額を変更する。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第4条参照)

⑦食事提供に要する費用

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

実費相当の範囲内にて負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額(1日あたり)のご負担となります。

また、入所日・退所日や外出され召し上がらなかった場合は召し上がった分のみ料金のとなります。

食事の提供に要する費用	通常 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
	1日 1600円	1日 300円	1日 600円	1日 1000円	1日 1300円

(朝400円、昼650円、夕550円)

⑧滞在に要する費用

この施設及び設備をご利用され、滞在される方には光熱水費相当額、光熱水費相当額及び室料（建物設備等の減価償却費等）を負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましてはその認定証に記載された滞在費の金額（1日あたり）のご負担となります。

滞在に要する費用	通常 第4段階	介護保険負担限度額認定証に記載されている額		
		第1段階	第2段階	第3段階
ユニット型	1日	1日	1日	1日
個室	2300円	880円	880円	1370円

(3) その他自己負担となるもの

- ・記録の複写物にかかる実費相当の費用
(A4・1枚につき10円)
- ・行事参加時に要す費用
- ・外部業者依頼のクリーニング代金
- ・理・美容代
- ・個人選択により利用される個人用の日用品
- ・個人希望による外食に要す費用

(4) その他サービス（契約書第4条参照）

（以下のサービスは無料で行います）

- ①洗濯の代行・・・衣類等私物物品の洗濯をご希望に応じ行います。契約手続きの際にお申し出下さい。
- ②食品の預かり・・・おやつ、嗜好品等をご希望に応じ預かります。職員にご相談下さい。また、職員から声を掛けさせていただく場合もあります。
- ③預かり金・預かり品の管理・・・ご持参された現金・貴重品を金庫に預かり管理します。預かる際に預かり証を作成しご利用者に渡します。退所の際は預り証の内容と預かり金・預かり品を確認し、返却証を作成して返却します。
金額が高額の場合、預ることができない場合があります。

(5) サービス計画

介護予防短期入所生活介護計画書の立案（契約書第5条参照）

ショートステイサービスを提供するにあたり、ご利用者の状況・希望などを考慮し、介護予防支援サービス計画に沿って介護予防短期入所生活介護計画書を立案・作成いたします。また、身体状況等が変わりサービス内容に見直しが必要な場合は、随時介護予防短期入所生活介護計画書の内容の見直しを行い、再度説明させていただき同意を得ます。

5 支払方法（契約書第7条参照）

- ・利用された月の翌月15日頃までに請求書を郵送します。
できるだけ月末のお支払いをお願いします。
 - ・お支払いいただきますと、領収書を郵送します。領収書は大切に保管してください。
 - ・お支払方法は、現金支払か銀行振込もしくは自動振替のご利用ができます。
- ※利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。

当施設の銀行口座・千葉銀行 うすい支店
普通預金 3470170
特別養護老人ホーム 印旛晴山苑
理事長 平山 登志夫

※ア 償還払いの場合は、一旦お客さまに介護報酬額全額をお支払い頂き、その領収書を添えて後日市の窓口へ請求しますと9割の還付が受けられます。

イ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合があります。

その場合は、一旦1日あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行します。

サービス提供証明書を後日、市の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

6 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込

- ・まずは、介護支援専門員にご相談下さい。担当の介護支援専門員より、ご利用される方の状態をお教え頂いた上での申し込み、受け付けとなります。
- ・ご利用期間決定後、契約を締結いたします。なお、ご利用の予約は3ヶ月前からできます。
- ・居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。

(2) 利用期間中の中止（契約書第9条参照）

※以下の事由に該当する場合、利用中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ご利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為等があった場合

(3) サービス利用契約の終了 (契約書第10条参照)

- ① ご利用者のご都合で、サービス利用契約を終了する場合
お申し出により、いつでも解約できます。
- ② 自動終了
 - イ ご利用者が、介護保険施設に入所した場合
 - ロ ご利用者が、お亡くなりになった場合
 - ハ 介護保険給付でサービスを受けているご利用者の要支援認定区分が、非該当 (自立) と認定された場合 ※この場合に関り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することができます。
 - ニ ご利用者が、サービス料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、150日以内に支払われない場合、ご利用者やそのご家族などが、当施設や従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合、または、やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は、30日前までに文書で通知することにより、サービス利用契約を終了させていただくことがございます。なお、この場合、契約終了後の予約は無効となります。

7 緊急時の対応 (契約書第13条参照)

第5項の(3)に記載の状態の場合は下記に定める緊急連絡先に連絡します。緊急時は協力病院 (平山病院、日本医大付属北総病院) へ外来受診する場合があります。

緊急連絡先	氏名 (続柄)		
	住所		
	電話番号		
	連絡順	第一連絡先	第二連絡先

8 当施設のサービスの特徴

(1) 運営の方針

[当施設をご利用される方々が、可能な限りご自宅での生活ができるよう、ご利用者が有する能力に応じた生活援助と社会生活に必要な援助を行います。] を行動指針にし、ご利用者の人権を尊重し、ご利用者の立場に立ったサービスが提供できるよう研鑽に努めます。

(2) 当苑をご利用するにあたっての留意事項

- ・面会時間 オンライン面会か窓越し面会を実施しています。ご面会は事前予約制となっています。
- ・外出 原則として自由、ただし、事前にお申し出下さい。
- ・金銭・貴重品の管理 自己責任を原則とします。
多額な現金及び貴重品の持ち込みは、禁止します。
- ・宗教活動 原則として禁止します。
- ・緊急連絡先等の変更 速やかに届け出をお願いします。

9 非常災害対策

- ・災害時の対応 当苑の災害対策規定に基づいた対応をします。
- ・防災設備 スプリンクラー設備、非常通報設備 (消防署直通)
- ・防災訓練 年 3回実施しています。
- ・防火責任者 柴田 勇介

9 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

① 当苑のご利用者相談・苦情窓口 受付時間 月曜から金曜 午前9時から午後5時
苦情受付担当者 事務副主任 川路 飛鳥 電話 0476-99-2522

② その他

当苑以外に、町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- (イ) 印西市高齢者福祉課 電話 0476-33-4623 (担当窓口)
- (ロ) 栄町健康介護課 電話 0476-33-7709 (担当窓口)

- | | | | |
|------------------|----|--------------|--------|
| (ハ) 酒々井町健康福祉課 | 電話 | 043-496-1171 | (代表) |
| (二) 佐倉市高齢者福祉課 | 電話 | 043-484-1111 | (代表) |
| (ホ) 成田市高齢者福祉課 | 電話 | 0476-20-1545 | (担当窓口) |
| (へ) 八千代市長寿支援課 | 電話 | 047-483-1151 | (代表) |
| (ト) 千葉県国民保険団体連合会 | 電話 | 043-254-7428 | (担当窓口) |

令和 年 月 日

短期入所生活介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基いて、重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県印西市大廻187
	名称	印旛晴山苑ショートステイサービス
	介護保険事業所番号	千葉県 1274100112
	施設長	馬場 正実 印
	説明者	ショートステイ担当者 吉村 茜 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
代理人	住所	
	氏名	印

令和6年8月1日現在